

平成7年5月 1日

異議申出書受理される

先に行われた豊島区議会議員選挙の無効票（2,041票）の再点検等の要求をもとに、公職選挙法第206条の規定に基づき上妻英夫氏より選挙管理委員会に異議申出書が提出されたことについて、本日開かれた豊島区選挙管理委員会臨時会において、4月28日（申出月日）付けで受理することを決定した。

なお、今後の対応については、さらに臨時の委員会を開き公職選挙法第213条の規定に基づき異議の申出を受けた日から30日以内に決定することとする。

<公職選挙法第206条>（地方公共団体の議会の議員及び長の当選の効力に関する異議の申出及び審査の申立て）

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙においてその当選の効力に関し不服がある選挙人または公職の候補者は、第101条第2項（当選人決定の告示）又は第106条第2項（当選人がない場合等の告示）の告示の日から14日以内に、文書で当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に対して異議を申し出ることができる。

2 前項の規定により市町村の選挙管理委員会に対して異議を申し出た場合において、その決定に不服がある者は、その決定書の交付を受けた日又は第215条（決定書の要旨の告示）の規定による告示の日から21日以内に、文書で当該都道府県の選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。

<公職選挙法第213条>（争訟の処理）

本章に規定する争訟については、異議の申出に対する決定はその申出を受けた日から30日以内に、審査の申立てに対する裁決はその申立てを受理した日から60日以内に、訴訟の判決は事件を受理した日から100日以内に、これをするように努めなければならない。

2 前項の訴訟については、裁判所は、他の訴訟の順序にかかわらず速やかにその裁判をしなければならない。

詳細 豊島区選挙管理委員会事務局